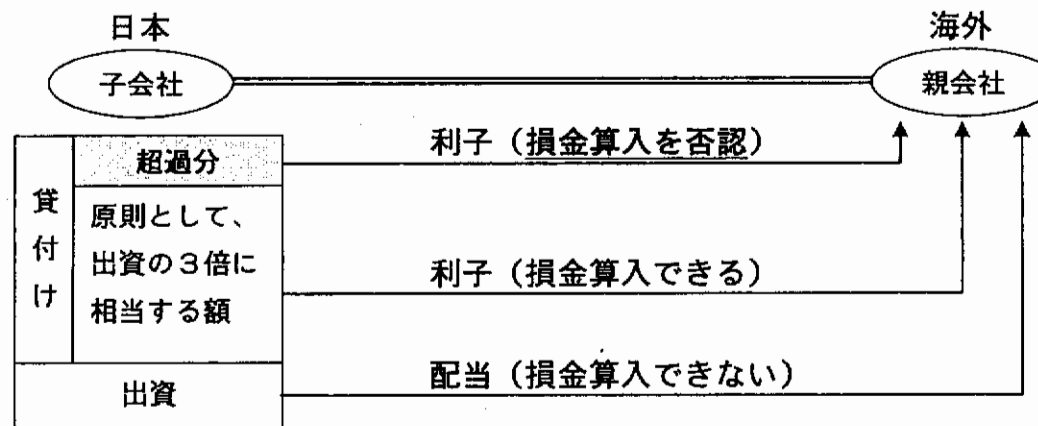


過少資本税制（平成4年～）

我が国企業が海外の関連企業から資金を調達する際に、出資を受ける（関連企業への配当は損金算入できない）ことに代えて貸付を受ける（関連企業への支払利子は損金算入できる）ことを多くすれば、我が国での税負担を軽減することが可能となる。

⇒ 過少資本税制は、海外の関連企業から過大な貸付を受け入れることによる我が国企業の租税回避を防止するため、出資と貸付の比が原則3倍を超える部分の支払利子につき損金算入を認めないこととする制度。

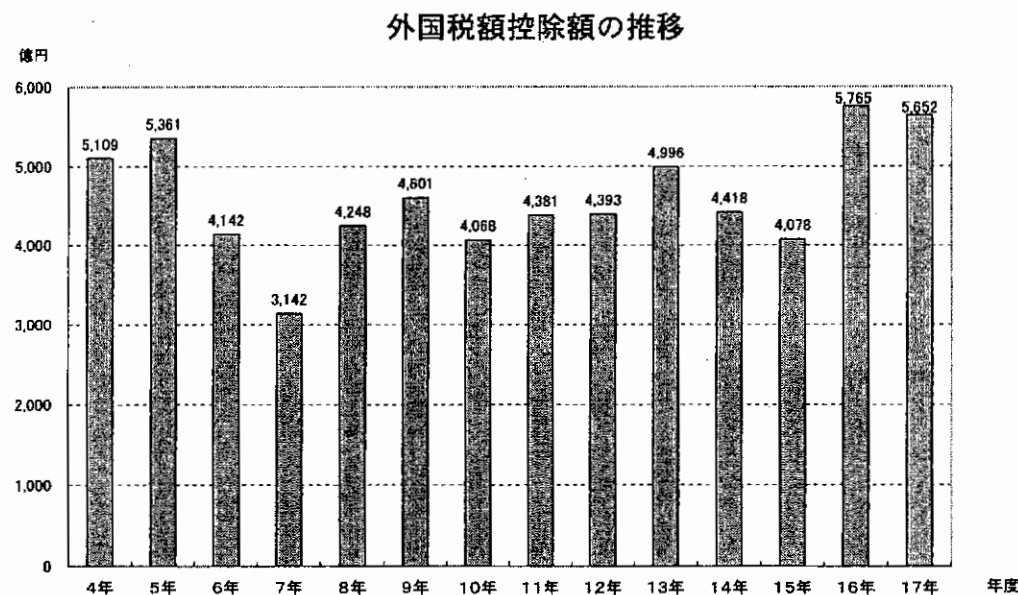


外国税額控除制度（昭和28年～）

居住者・内国法人は全世界所得に課税されるため、国外源泉所得に対して源泉地国で課税される部分は、二重課税が発生することになる。

⇒ 外国税額控除制度は、国際的な二重課税を排除するため、外国で納付した外国税額を、我が国で納付する税額から控除することを認める制度。

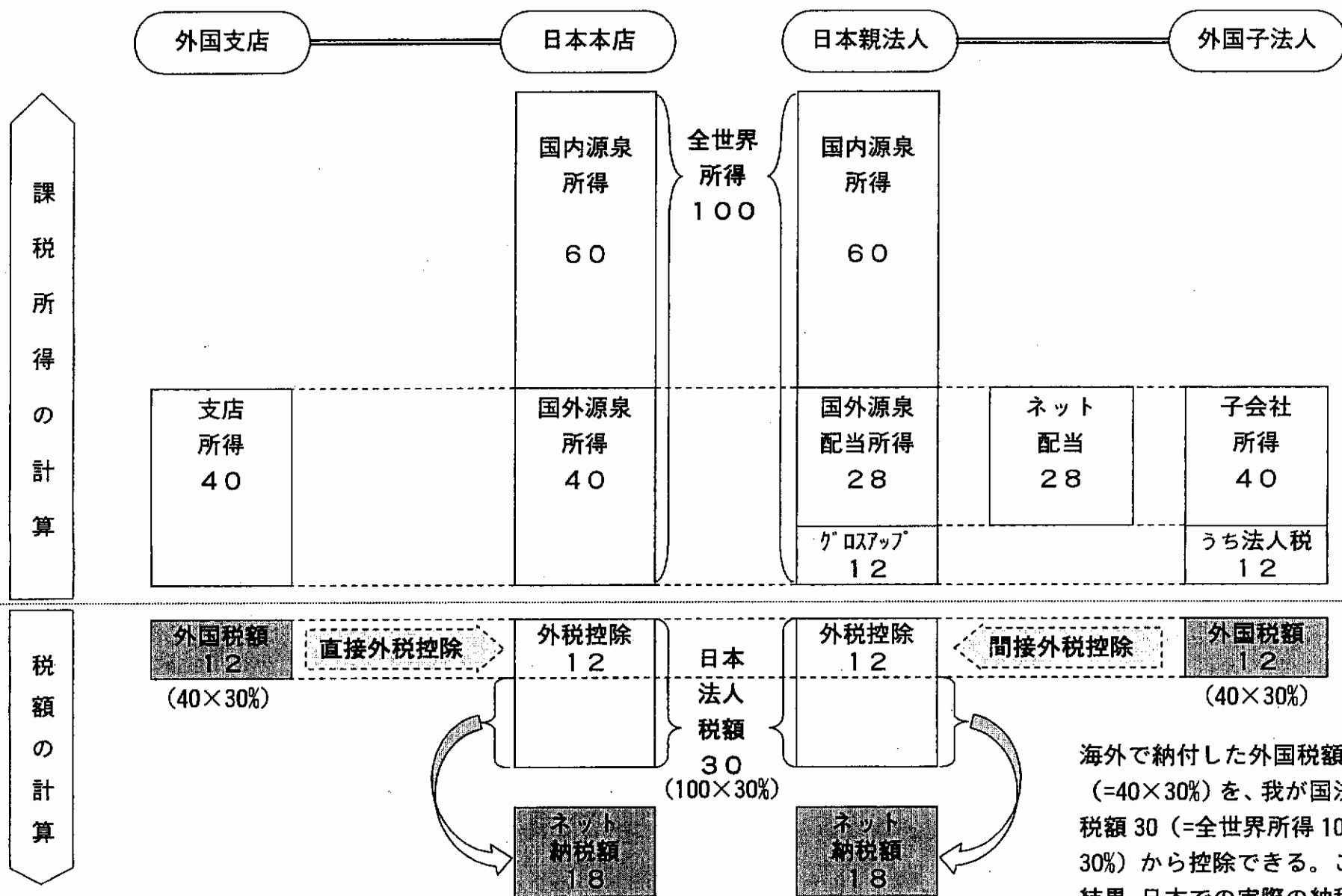
○ ただし、控除を認める額について、国外源泉所得に対応する我が国での税額を限度とする等、一定の限度が設けられている。



（出所）国税庁「税務統計からみた法人企業の実態－会社標本調査結果報告－」

外国税額控除の仕組み

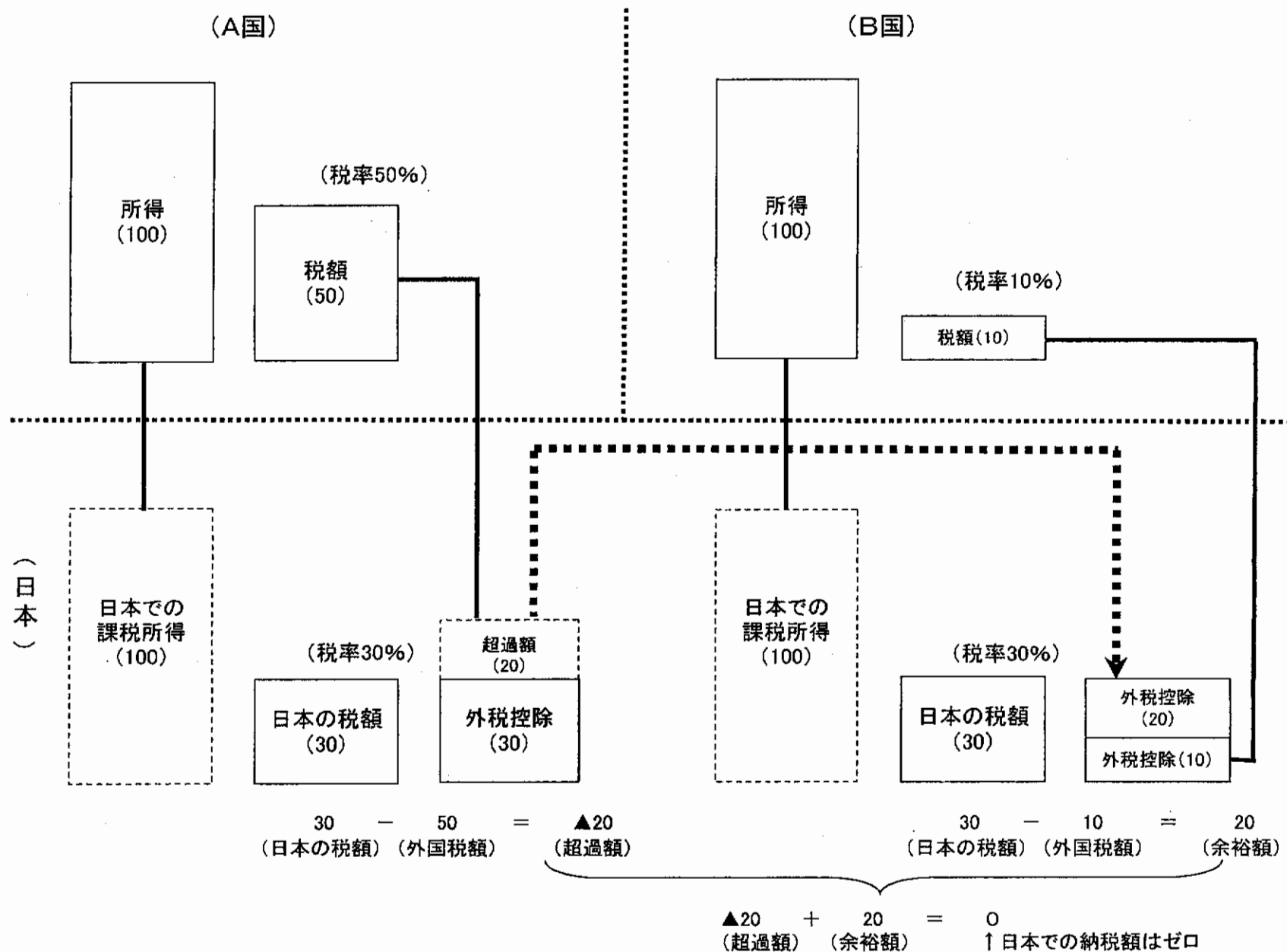
支店形態（直接外国税額控除）／ 子会社形態（間接外国税額控除）



(注) 日本及び外国における法人税率を30%と仮定している。

海外で納付した外国税額 12 (=40×30%) を、我が国法人税額 30 (=全世界所得 100×30%) から控除できる。この結果、日本での実際の納税額は 18 (=30-12) となる。

外国税額控除における「控除枠」の流用(一括限度額方式)



外国税額控除制度の主な改正の経緯

昭和28年度改正	制度の創設（直接外国税額控除のみ、国別限度額方式を採用）
昭和37年度改正	間接外国税額控除制度の導入等
昭和38年度改正	一括限度額方式への変更 控除余裕額、控除限度超過額の5年間の繰越制度の創設
昭和63年抜本改正	非課税所得の2分の1を国外所得から除外 国外所得を全世界所得の90％までに制限 控除対象となる外国税額から、高率外国税額の高率部分を除外 控除余裕額、控除限度超過額の繰越期間の短縮（5年→3年）
平成4年度改正	間接外国税額控除の範囲を外国孫会社まで拡大 非課税所得の国外所得からの除外割合の拡大（1／2→2／3）
平成13年度改正	外国所得税及び外国法人税の定義の明確化 通常行われると認められない取引に係る外国税額を除外

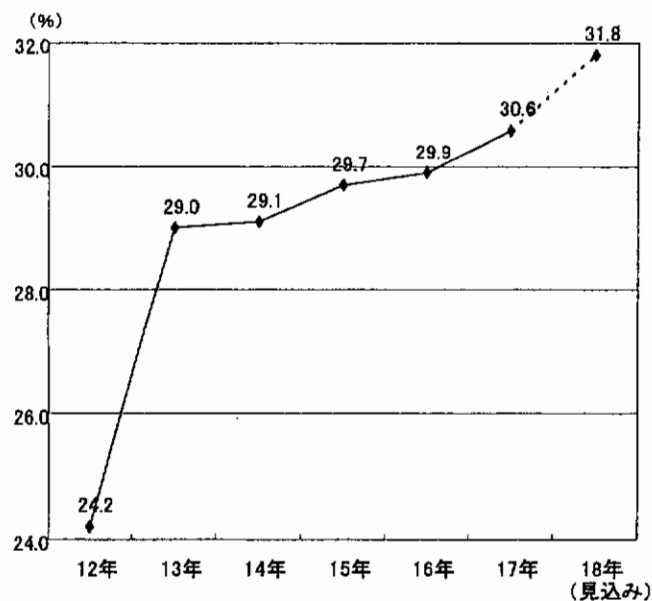
主要国における外国税額控除制度の概要(未定稿)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	全世界所得課税	全世界所得課税	全世界所得課税	全世界所得課税 ※ただし、条約により大宗が 国外所得免除とされる	国内源泉所得課税 ※受取利子等の投資所得に ついては、国外源泉所得 に対しても課税
二重課税の 排除方式	外国税額控除方式	外国税額控除方式	外国税額控除方式	外国税額控除方式・国外 所得免除方式の併用	外国税額控除方式・国外 所得免除方式の併用
控除限度額 の計算	一括限度額方式	所得項目別限度額方式 (2種類) ※平成18年までは9種類	所得項目別限度額方式 (9種類)	国別限度額方式	国別限度額方式
非課税国外所 得の取扱い	控除限度額の計算上、 非課税国外所得の2/3 を除外	—	控除限度額の計算上、非 課税国外所得の全額を除 外	控除限度額の計算上、非 課税国外所得の全額を除 外	—
控除余裕額 ・限度超過額 の取扱い	余裕額の繰越し 3年 超過額の繰越し 3年	超過額の繰戻し 1年 超過額の繰越し 10年	繰越しを認めず ※ただし、国外支店等の事 業所得に課された外税に ついては 超過額の繰戻し 3年 超過額の繰越し 無制限	繰越しを認めず	繰越しを認めず
間接税額控除 の対象	孫会社まで (持株割合 25%以上)	曾孫会社まで (持株割合 10%以上) ※ただし、CFC子会社は6世 代まで	制限なし (持株割合 10%以上)	なし ※受取配当は95%益金不算 入	なし ※持株割合5%以上の法人か ら受ける配当は 95%益金 不算入

我が国企業の国外所得の現状

- 我が国企業の海外生産比率は約3割強に上昇。これに伴い、海外利益が増加傾向
- 他方、我が国企業は、この海外利益の多くを国内に資金還流せずに海外に留保する傾向が見られ、近年海外での内部留保額は急増

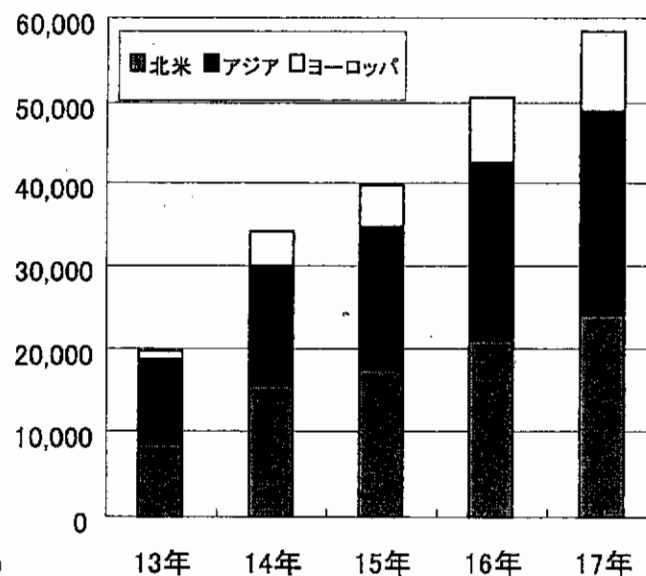
製造業の海外生産比率の推移



(出所)経済産業省「海外事業活動基本調査」

海外現地法人の地域別経常利益の推移

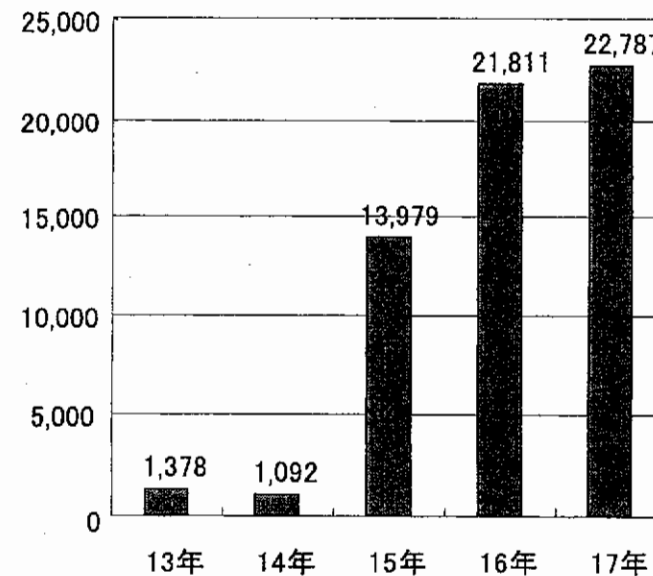
(単位:億円)



(出所)経済産業省「海外事業活動基本調査」

海外現地法人の内部留保額の推移(全産業)

(単位:億円)



(出所)経済産業省「海外事業活動基本調査」